

(別紙1)

チャレンジ！おおいた国体馬術競技リハーサル大会
における馬インフルエンザ防疫対策

大 分 県

1 出発地における出場馬の対策

(1) 馬インフルエンザ陽性馬が確認されていない施設

- ア 移出前7日間の所有者による健康状態の確認を行い、臨床症状(発熱、呼吸器異常等)の異常が認められたときは、獣医師に連絡すること。また、この期間は他馬との接触を可能な限りひかえること。
- イ 所有者は、移出日に獣医師による臨床検査及び簡易キットとによる検査並びに必要な応じて実施するRT-PCR検査(以下「各種検査」という。)を受け、陰性が確認された馬のみを移出すること。
- ウ 所有者は、移出時には施設、厩舎の出入り口において人の手指、衣服、靴底、馬の蹄、馬運車等の洗浄・消毒を実施すること。
(国の基本方針の2の(2)の の)

(2) 馬インフルエンザ陽性馬が確認されている施設

- ア 所有者は、7日間の経過観察を行い臨床症状の異常がないことが確認された馬について、獣医師による簡易キット検査で陰性を確認し、馬体を消毒した上で検疫区域等へ収容すること。
- イ 検疫区域等において7日間の獣医師による臨床検査を受け、異常がなく、かつ、移出日に獣医師による各種検査を受検し、陰性が確認された馬のみを移出すること。
- ウ 所有者は、移出時には施設、厩舎の出入り口において人の手指、衣服、靴底、馬の蹄、馬運車等の洗浄・消毒を実施すること。
(国の基本方針の2の(2)の の)

(3) 馬術競技会場への入厩には、獣医師による各種検査で陰性であることを示す証明を携行すること。

(4) 獣医師による各種検査については、原則として公的機関(家畜保健衛生所等)による実施が望ましい。

2 国体馬術競技施設入厩時の対策

(1) 競技会場に到着後は、係員の指示に従い、出発地で発行された「簡易検査結果証明書」及び「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」、「日本馬術連盟乗馬登録証」を提示のうえ、馬運車及び馬運搬責任者等の靴底、馬体等の消毒を実施し、会場内に入場すること。

(2) 入場後に、簡易キットによる検査と「チャレンジ！おおいた国体馬術競技リハーサル大会馬事衛生対策要項」による健康検査を受検すること。

(3) 簡易キットによる検査で陽性が確認された場合は、本病のまん延を防止するため、当該馬及び当該馬と同一馬運車で運搬された馬を速やかに隔離用厩舎に隔離する。

(国の基本方針の1の(3)のイ)

- (4) 簡易キットによる検査が陰性であっても臨床症状（発熱、鼻汁等）が確認される馬に対しては、RT-PCR検査も併せて行い、陽性が確認された場合には、(3)と同じ対応を実施する。
- (5) (3)及び(4)により隔離された馬については、14日間の経過観察を行い、臨床検査に異常がないことを確認するとともに、観察後7日目及び14日目の獣医師による各種検査において陰性が確認された馬のみを移出又は解放する。
(国の基本方針の2の(2)の の 又は の)

3 大会期間中の対策

- (1) 入厩期間中、入厩馬は毎日臨床観察及び体温測定を行い、発熱等の臨床症状が確認された場合は、直ちに獣医師に届出、獣医師による各種検査を受検すること。
- (2) 検査において、陽性が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、当該馬を速やかに施設内の隔離用厩舎に隔離する。
(国の基本方針の1の(3)のイ)
- (3) 大会期間中に陽性馬が確認された場合には、大会参加馬全てに対し簡易キットによる検査を実施する。また、簡易キットによる検査が陰性であっても臨床症状（発熱、鼻汁等）が確認される馬に対しては、RT-PCR検査も併せて実施する。
- (4) (3)の検査により陽性が確認された馬に対しては、(2)と同じ対応を実施する。
- (5) (2)及び(4)により隔離された馬については、2の(5)と同じ対応を実施する。

4 国体馬術競技施設退厩時の対策

- (1) 退厩馬は、退厩日に獣医師による各種検査を受検し、陰性確認後、退厩すること。
- (2) 検査において、陽性が確認された場合には、2の(5)と同じ対応を実施する。
- (3) 馬運搬責任者及び馬取扱責任者等は、競技施設退厩後は速やかに出発地に戻り、当該都道府県において、国の基本方針に沿って着地検疫を受検すること。

5 国体終了後の帰厩馬の対策

- (1) 帰厩馬は、検疫区域等に収容すること。
- (2) 帰厩馬は、検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による各種検査を受検し、陰性が確認された馬のみ解放すること。
(国の基本方針の2の(2)の の 又は の)

6 その他

- (1) 上記に定めるほか、必要に応じて、具体的な防疫対策について農林水産省消費・安全局動物衛生課と協議を行う。
- (2) その他協力をお願いする事項については、別途連絡する。